

目次

保育園概要	1
保育園の1日	7
年間行事予定	8
感染症対応マニュアル	9
登園許可書	10
登園届	11
登園判断のめやす	12
くすりについて	13
駐車場の利用方法について	14
病児・病後児保育	15

児 童 憲 章

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として重んぜられる

児童はよい環境の中で育てられる

* 保育理念

保育を必要とする児童の養護・教育を行い，社会生活を営むための人格形成を図る。

* 保育目標

『みほとけ様の子どもとして命の大切さに気付き，菜園活動をとおり心もからだもいきいきと思いあう子ども』

- みほとけ様に見守られ，やさしい心の子ども
- よく考えて自分の意見を言い，友だちの考えも聴ける子ども
- 様々な体験をとおして，見通しをもって何にでも挑戦する子ども
- 思いやりや優しい気持ちをもち，感性豊かな子ども
- 健康で安全な生活ができ，何でもよく食べ元気いっぱいの子とも

* 保育方針

- まことの保育を基礎として，みほとけ様の子どもを育てる。
- 十分に養護の行き届いた環境のもとで，生命の保持及び情緒の安定を図る。
- 健康，安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い，心身の健康の基盤を養う。
- 人との関わりのなかで，愛情と信頼感を持ち，自分も人も大切に作る心育て，自主，協調の態度を養い，道徳性の芽生えを培う。
- 自然や菜園活動をとおして興味や関心を育て，それらの体験から発見，気づき，考える力を培う。
- 生活のなかで，話す，聞く，相手を理解する態度や豊かな言葉を養う。
- 様々な体験をとおして，豊かな感性や表現力を育み，創造性の芽生えを培う。

* 保育園の特色

- お仏参をとおして手を合わせることを身につけ、みほとけ様のお話を聴く。
- 畑作りをとおして、四季折々の野菜を育て、収穫したものを給食で食べたり、自分たちでクッキングしたりして食物の循環を体験する。
- 毎日の絵本の読み聞かせをとおして、想像力や集中力を育む保育をする。
- 栄養バランスを考え、子どもに応じた毎日の給食やおやつを実施し、健康な体づくりをめざし、好き嫌いのない食事ができるようにする。
- 異年齢の子どもたちと触れ合って遊び、つながりを深めながら、共に育つように保育する。
- 友だちとの様々なかかわりを通して、相手の気持ちに気づき、思い合う心を育てる環境づくりを大切にする。
- 子どもも大人も感動を味わえる対話を心がける。
- 絵本の貸し出しをとおして、絵本に興味や関心を深め、親子のふれあいの一助としていく。

保育園の生活

- 朝夕にみほとけ様に手を合わせ、ご挨拶をします。
- 保育園は、児童福祉法に基づき保育が必要な児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。
- 保育園の保育内容は、乳幼児期の人間形成を主体とした生活と遊びを中心に保育を行っています。
- 保護者に安心して働いていただくために「生活の場」を整え、楽しく過ごせるようにしています。
- 保育の専門性を生かした育児相談も行っています。

〈開園時間〉

午前7時00分～午後7時00分

乳児・・・0歳～2歳児クラス
幼児・・・年少～年長クラス

〈休園日〉

日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）

※台風や大雨等の警報発令時や災害時には、子どもの安全のために休園や早めの降園をお願いすることがあります。

〈給食〉

喫食時間	乳児	幼児
9時20分	牛乳	お茶
11時～12時	完全給食	
15時	牛乳・おやつ	

- ・給食献立表は毎月配布します。
- ・除去食については、アレルギー検査の結果と、医師の指示書が必要です。

〈保健衛生について〉

- ・内科健診, 歯科健診を年2回, 保育園で行います。当日欠席された場合は後日, 各自で嘱託医院に行き, 健診を受けてください。
- ・毎月, 身長と体重を測定し記録します。

午睡について

乳児	年少	年中・年長
年間	4月～3月中旬	プール期間中

- ・掛け布団はカバーをかけてください。(季節にあわせて掛け布団は調節してください)
- ・月に2回(第2と第4週末)布団を持ち帰ります。(7月～9月は毎週末)
- ・布団は日光にあて, シーツは洗って清潔にしてください。
- ・布団袋も含めて一式, 見えやすい場所にひらがなで名前を書いてください。

家庭で準備する物

○→必要 ×→不要 △→年度途中から必要 □→プール期間中必要

	0歳	1歳	2歳	年少	年中	年長
通園カバン	○	○	○	○	○	○
箸・箸箱・スプーン	×	×	×	○	○	○
水筒(中身はお茶)	×	×	×	○	○	○
着替え一式3セット	○	○	○	○	○	○
シューズ・シューズ袋	×	×	△	○	○	○
コップ・巾着袋	×	×	×	○	○	○
歯ブラシ	×	×	×	△	○	○
布団(枕不要)・布団袋	○	○	○	○	□	□
水着・水泳帽	×	□	□	□	□	□

- ・全ての持ち物に, ひらがなで名前を書いてください。
- ・持ち物にキーホルダー等をつけないでください。
- ・保育園で使用するおむつ, おしりふき, エプロン, おしぼりは園から無償提供しています。
- ・全園児完全給食です(主食, 副食ともに園から提供)。

服装について

	乳児	幼児
上	活動しやすいもの	活動しやすいもの
下	活動しやすいもの	体操ズボン（園指定のもの）

- 園指定の制服，体操ズボン，カラー帽子にワッペン等で装飾をしないでください。
 - 事故防止のため，フード付きの服の着用はできるだけひかえてください。
 - つぎの行事の際は，制服と体操半ズボンを着用してください。（幼児）
- 【入園・進級式，運動会，親子遠足，発表会，お茶会，卒園式】
体操半ズボンの下にタイツ等の着用は可能です。

慣らし保育について

当園では新入園の児童に対し，集団生活に慣れるために，慣らし保育を実施しています。基本的につぎの期間・時間帯で実施しますが，児童の様子を見ながら調整する場合があります。

- 入園初日 ～ 3日目：10時30分頃降園（おやつ後）
- 入園4日目 ～ 1週間：11時30分頃降園（給食後）
- 入園1週間 ～ 2週間：15時30分頃降園（おやつ後）

※お仕事等でやむを得ない場合を除き，土曜日の慣らし保育は行っていません。

保護者の方へお願い

- 登降園の送迎は，ご家庭の方が責任をもって行ってください。
代理の方に依頼される場合は，事前にその都度連絡してください。
事前の連絡なく代理の方がお迎えに来られた場合，お子さんはお渡しできません。
- 病気，私用等で休む場合や，9時30分を過ぎて登園する場合は，その都度9時30分までにお知らせください。（給食準備の為）
- 体調の優れないときや，朝の時点で37.6度以上の熱がある場合は，ご家庭でゆっくり休ませてください。やむを得ない事情により家庭での保育が困難な場合，別紙，呉市病児・病後児保育の利用をご検討ください。前夜熱があったり下痢をしたり，その他変わった様子があった場合は必ず連絡してください。また，保育中に概ね38度以上発熱した時は，ご連絡させていただきます。

- 伝染病にかかった場合は、医師の指示にしたがってください。登園する場合は、「登園許可書」または「登園届」が必要です。1枚ずつ本書に綴じていますので、保管しておいて必要な時に使用してください。
原保育園のホームページからダウンロードもできます。

保育料納入について（乳児）【呉市徴収】

毎月27日が口座振替日です（27日が土日祝日の場合は翌営業日）。
長期欠席の場合も納入していただくことになっています。

保育に係る費用について【保育園徴収】

以下のものは全て自動払込み（ゆうちょ銀行）での徴収になります

種別		対象	金額	請求月
給食費	主食	幼児	20円/日	毎月
	副食	幼児※	180円/日	
購読絵本代		幼児	440円/月	毎月
保険料 (スポーツ振興センター)		全園児	240円/年	4月 又は入園月
延長保育利用料		利用者	100円/30分	毎月
用品 (帽子、体操ズボンなど)		購入者	用品による	購入月

※低所得世帯は免除

- 払込日：毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）
- 請求金額は毎月1日に確定してお知らせします。請求金額をゆうちょ銀行口座にご準備ください。

給食費 200 円／日（主食 20 円＋副食 180 円）

- 出席日数に応じて給食費が加算されます。
- 低所得世帯は副食費が免除されます。

購読絵本代 440 円／月

幼児を対象に、絵本の購読をお願いしています。毎月保育園で新しい絵本を購入していただきます。1 ヶ月間保育園で使用した後、ご家庭へ持ち帰りますのでご活用ください。

保険料 240 円／年

保育園で乳幼児が負傷した場合、医療費の一部及び見舞金を給付する制度です。（詳細は入園時配布の同意書を参照）

延長保育利用料 100 円／30 分

保護者の就労形態、通勤時間や急な用事等で、通常の保育時間までにお迎えができない場合、つぎの時間帯の保育を有料にて行います。

	7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
短時間	延長保育	通常保育			延長保育	
標準時間	通常保育				延長保育	

- 利用料金は月末締めです。
- 同一世帯から原保育園を同時に3人以上のお子さんが利用している場合、3人目以降のお子さんの利用料は無料になります。

育児や保育について

- 子育てについて、不安やお悩みなどございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

保育園の1日

	開門	保育士が出勤し、門を開けます。
7:00~	順次登園 登園時視診 混合保育	一階の保育室で園児の受け入れを開始します。 ※8時40分~ 幼児は二階の保育室で受け入れをします。 前日の体調、朝の健康状態で気になることがある時は必ず保育士にお知らせください。 <u>薬を持参している時は必ずお申し出ください。</u>
~8:30	延長保育 (短時間認定)	保育短時間認定の児童は 7:00~8:30は延長保育です
9:20~	水分補給	乳児は牛乳やミルク、幼児はお茶を飲みます。
9:40~	朝の集い・体操	
10:00~	クラス別保育	一日の園生活の始まりです。 ☆乳児・・・おやつの後、お友達と楽しく遊びます。 ☆幼児・・・その日の保育内容にそった活動を行います。
11:00 ~ 12:00	給食	乳児は11時頃からいただきます。 幼児は11時30分頃からいただきます。 呉市の栄養士によるバランスの良い献立をおいしく調理しています。卒園までに偏食をなくすのが目標です。
13:00~	クラス別保育	乳児、年少・・・お昼寝 年中、年長・・・戸外あそびなど
15:00~	おやつ	手作りおやつもあります。
16:00~	降園時視診 順次降園 全クラス混合保育	一階の保育室や戸外あそびをしながらお迎えを待ちます。
16:30~	延長保育 (短時間認定)	保育短時間認定の児童は 16:30~19:00は延長保育です
18:00~	延長保育 (標準時間認定)	延長保育になる場合は、お早めにご連絡ください。 子どもが不安にならないように声かけをします。
19:00	閉門	保育士が門を閉めます。

令和 7 年度年間行事予定

	行 事		菜 園 活 動	健 康 管 理
	園児と職員	保護者参加		
4月	・春の遠足	1日：入園・進級式（自由参加）		・内科健診
5月	・園外保育（年長） ・いちごジャム作り		・夏野菜の苗植え ・玉ねぎの収穫	・歯科健診
6月	・園外保育（年長） ・カレークッキング（幼児） ・劇団バク ・交通安全教室	23～27日：年長個人懇談	・さつま芋の苗植え	・歯磨き指導
7月	・園外保育（年長） ・プール開き	26日：夏祭り（19:00～20:00）	・夏野菜の収穫	・はだし保育 ・沐浴・シャワー ・夏季午睡（中・長）
8月	・園外保育（年長） ・プール納め		・夏野菜の収穫	・はだし保育 ・沐浴・シャワー ・夏季午睡（中・長）
9月	・人形劇観賞 ・お買い物ごっこ ・交通安全教室	1日, 3日, 5日：参観日（幼児組）		
10月	・総合避難訓練	18日：運動会 25日：親子遠足	・冬野菜の苗植え	・内科健診
11月	・焼き芋会（宝徳幼稚園年長来園） ・感謝の訪問		・いもほり ・球根植えつけ ・玉ねぎの苗植え	・歯科健診
12月	・クリスマス会 ・大掃除	20日：発表会	・冬野菜の収穫	
1月	・園外保育（年長）		・冬野菜の収穫	
2月	・園外保育（年長） ・交通安全教室 ・総合避難訓練	2～6日：年長個人懇談（希望者のみ）	・冬野菜の収穫	
3月	・お別れパーティー ・思い出遠足（年長） ・お別れコンサート ・卒園式（年少～年長） ・修了証書授与式	28日：卒園式（年長）	・草ぬき	・年少午睡終了
<p>毎月の行事</p> <p>☆誕生会・・・歌、手品、ゲームなど楽しい催しをします。</p> <p>☆発育測定・・・身長、体重を記録します。</p> <p>☆避難訓練・・・災害、火災などを想定し、避難の仕方を身につけます。</p> <p>※夏祭りには栄寿会（老人会）の方をお招きしてふれあいます。</p>				

感染症対応マニュアル

	病 名	登園可能な症状のめやす
第一種	学校保健安全法施行規則第十八・十九条に準ずる	
第二種	(1) インフルエンザ（季節性）	熱が出て5日経過し、かつ熱が下がった後3日たってから （抗ウイルス剤を使用して早く熱が下がっても同じです）
	(2) 百日咳	咳が止まってから、または5日間の抗生物質による治癒が 終わってから
	(3) 麻疹（はしか）	熱が下がって3日以上たってから
	(4) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ほっぺたの腫れが出た後、最低5日以上たって元気になっ てから
	(5) 風疹（三日はしか）	全部のブツブツがなくなってから
	(6) 水痘（みずぼうそう）	全部の水ぶくれがかさぶたになってから
	(7) 咽頭結膜炎（プール熱）	目の充血とのどの痛みがなくなって2日以上たってから
	(8) 結核	伝染のおそれがなくなってから
第三種	登園許可書を必要とするもの ※ (7) は1歳未満と重症のみ	
	(1) 溶連菌感染症	抗生物質を飲み始めて1日以上たって、元気になってから
	(2) 腸管出血性大腸菌感染症	症状がなくなってから 特殊な場合は菌が出なくなってから
	(3) 流行性嘔吐下痢症（胃腸炎）	症状がなくなってから
	(4) 流行性角結膜炎	症状がなくなってから
	(5) 異型肺炎（マイコプラズマ肺炎）	症状がなくなって元気になってから
	(6) アデノウイルス咽頭炎	症状がなくなって2日以上たってから
	(7) RSウイルス感染症	症状がなくなって元気になってから
	(8) ヒトメタニューモ感染症	症状がなくなってから
	(9) 帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	登園届を必要とするもの	
	(1) 手足口病	熱が下がり普通の食事が可能になってから
	(2) ヘルパンギーナ	熱が下がり普通の食事が可能になってから
	登園許可書を必要としないもの	
	(1) 伝染性紅斑（りんご病） (2) 伝染性軟属腫（水いぼ） (3) 伝染性膿痂疹（とびひ） (4) 突発性発疹 (5) アタマジラミ (6) 疥癬	伝染のおそれがなくなってから

登園許可書 (医師記入)

原保育園 園長 殿

氏名 _____
(年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	麻疹 (はしか)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	風疹 (三日はしか)
<input type="checkbox"/>	水痘 (みずぼうそう)
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱)、アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)
<input type="checkbox"/>	感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ等)
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎 (異型肺炎)
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症 (1歳未満と重症のみ)
<input type="checkbox"/>	ヒトメタニューモウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	带状疱疹
<input type="checkbox"/>	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
____月 ____日から登園可能と判断します。

令和 ____年 ____月 ____日

病院名

医師名 _____

印

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。

登園(所)届(保護者記入)

原保育園 園長 殿

氏名 _____
(年 月 日生)

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ

(医療機関名)

_____ (月 日受診) において上記と診断されました。

発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになりましたので、_____ 月 _____ 日より登園いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆様へ

保育者(園)・幼稚園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園(所)届の記入及び提出をお願いします。

登園判断のめやす

感染症以外で体調が優れない時は、以下のめやすをもとに登園の判断としてください。

登園時は良好だった体調が保育中に急変し、登園不可になった場合はご連絡させていただきますので、お迎えをお願いします。

また、登園可能であった場合でも他児の状況などによっては、職員の判断でお迎えをお願いすることがあります。

以下の登園判断のめやすは原保育園独自のものです。

	登園可能	登園不可
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ○活気・機嫌も良く、食欲がある ○朝の時点で原則 37.5 度以下 ○咳・鼻水の症状は悪くなっていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○活気・機嫌が悪く、食欲がない ○24 時間以内に 38 度以上あった ○24 時間以内に解熱剤を使った
咳	<ul style="list-style-type: none"> ○連続した咳がない ○喘鳴やつらそうな呼吸がない ○機嫌が良く食事摂れている 	<ul style="list-style-type: none"> ○連続して咳き込む、呼吸がつらそう ○機嫌が悪く、食欲もない
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ○24 時間以内に 2 回以上の水様下痢なし ○食事をしても下痢にならない ○排尿回数がいつも通り 	<ul style="list-style-type: none"> ○24 時間以内に 2 回以上水様下痢あり ○食事毎に下痢になる
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ○24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない ○食事をしても吐かない ○機嫌が良く顔色も良い 	<ul style="list-style-type: none"> ○24 時間以内に 2 回以上の嘔吐あり ○食欲や活気がない
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医の診察を受けた結果、感染の恐れなし、全身状態が良いと診断された 	<ul style="list-style-type: none"> ○発熱に伴って発疹がある ○口内炎で食事が摂れない ○伝染性膿痂疹（とびひ）・・・顔への発疹で患部を覆えない、患部を搔いてしまう、じくじくして他児に感染の恐れ
外傷	<ul style="list-style-type: none"> ○診察を受け、治療後、登園可能と判断された 	<ul style="list-style-type: none"> ○大きな傷等があり治療していない

くすりについて保護者へのお願い

呉市子育て施設課・原保育園

くすりの取り扱いをより安全にするため、次の事項にご協力をお願いします。

お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくものですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と保育園での話し合いのうえ、保育園の職員が保護者に代わって与えます。

この場合は、下部「くすりの連絡票」に必要事項を記載して保育園職員に手渡してください。（予備の用紙は保育園にあります。原保育園のホームページからダウンロードができます。）

- ・医師の診察を受けるときは、お子さんが保育園に通園していること、保育園では原則としてくすりの使用はできないことをお伝えください。
- ・くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局が調剤したものに限ります。
(ぬりぐすりも同様)
- ・保護者の個人的な判断で持参したくすりは保育園としては対応できません。
- ・座薬の使用は行いません。
- ・慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における与薬や処置については、保育所保育方針(厚生労働省)によって、子どもの主治医または屈託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要とされています。

持参するくすりについて

- ① 医師が処方したくすりに必ず「くすりの連絡票」をつけてください。
- ② 服用するくすりは1回ずつ分けて、当日分のみ持参してください。
- ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

キ リ ト リ

くすりの連絡票 原保育園

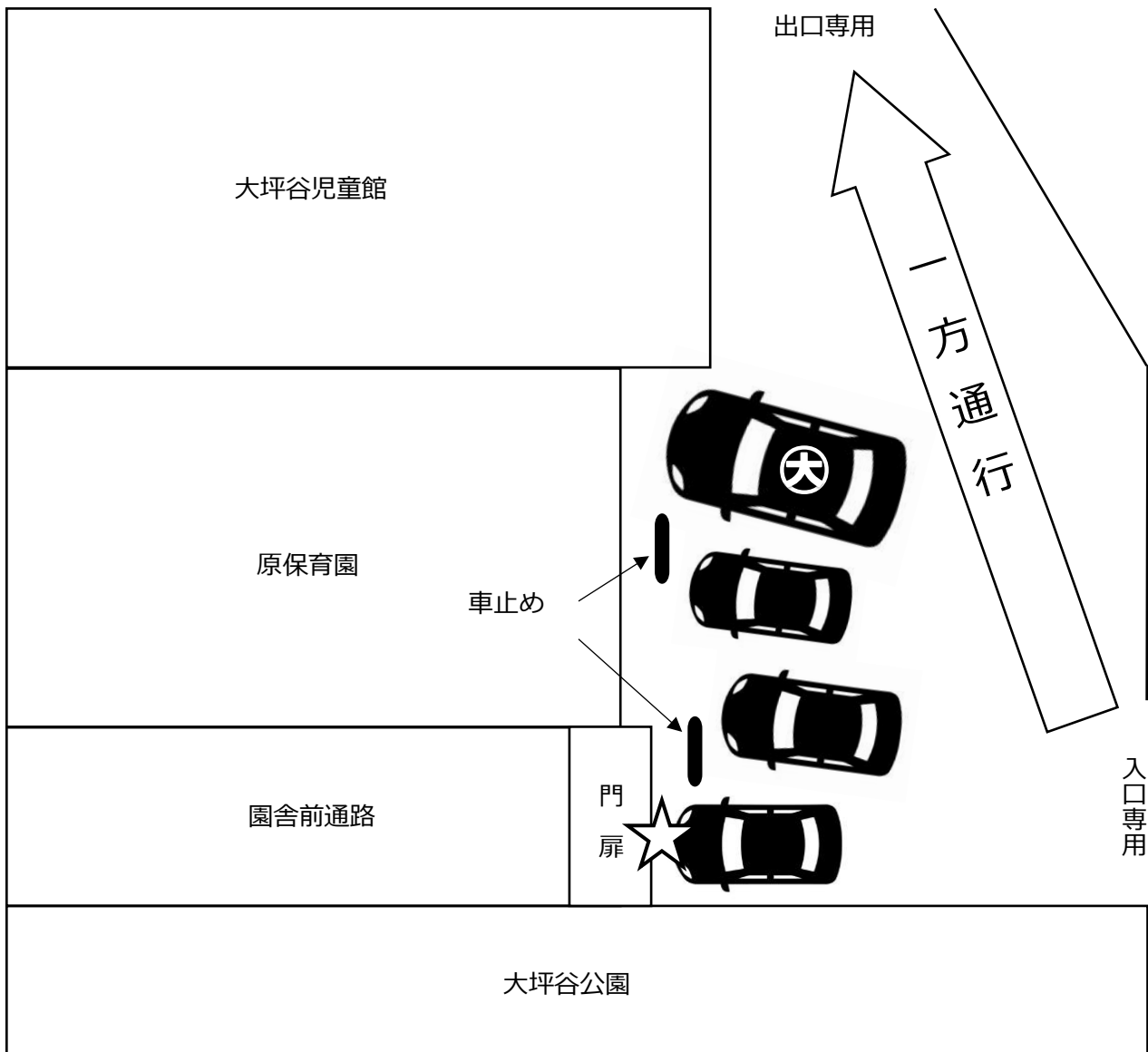
月	日 (曜日)	園児名	(組)
保護者名		連絡先	
病院名			
病名 (症状)			
薬の種類	粉薬・水薬・塗り薬・目薬・その他 ()		
薬の内容	抗生物質・咳止め・下痢止め・風邪薬・外用薬 ()		
服用する時間	給食前・給食後・時間指定 (時頃)		
注意事項	あり ()・なし		
受領者サイン		与薬者サイン	
・くすりと連絡票を必ず保護者から職員に手渡ししてください。 ・必ず1回分だけお持ちください。袋や容器にも名前を書いてください。			

くすりの連絡票 原保育園

月	日 (曜日)	園児名	(組)
保護者名		連絡先	
病院名			
病名 (症状)			
薬の種類	粉薬・水薬・塗り薬・目薬・その他 ()		
薬の内容	抗生物質・咳止め・下痢止め・風邪薬・外用薬 ()		
服用する時間	給食前・給食後・時間指定 (時頃)		
注意事項	あり ()・なし		
受領者サイン		与薬者サイン	
・くすりと連絡票を必ず保護者から職員に手渡ししてください。 ・必ず1回分だけお持ちください。袋や容器にも名前を書いてください。			

駐車場の利用方法について

- ・ 園舎または門扉に出来るだけ近づけて駐車してください。
- ・ 駐車場側から見て門扉左側の扉は普段開ける事はありませんので、出来るだけ門扉に近づけて駐車してください。(図の★部分)
- ・ 全長が長い車はできるだけ大坪谷児童館側に駐車してください。
- ・ 全長が長い車は斜めに駐車し、後ろを通行する車のスペースを空けてください。



呉市病児・病後児保育のご案内

呉市病児・病後児保育とは、保護者の子育てと就労の両立支援の一貫として、病気または回復期にある児童を一時的に預けることができます。

利用できる方

次のすべてにあてはまる児童です。

1. 呉市内に住所があり居住している児童
2. 呉市内の保育所（園）、幼稚園、小学校6年生までの児童
3. 病気又は回復期にあり、医療機関での入院は必要ないが、安静の確保に配慮する必要がある児童
4. 保護者の勤務の都合や、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的に、やむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童

実施施設

ほっぺ病児保育園（内科離宮併設）

呉市広大新開 1-4-19 TEL:0823-74-5250

料金

利用料 1日2,000円（減免制度あり）

食事 持参できます。また、1日600円（おやつ込み）で施設でもご用意できます。

利用時間 月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始・お盆は除く）
午前8時から午後6時まで

利用当日の持参物

保険証や母子健康手帳等、実施施設によって異なります。施設のホームページにてご確認ください。

利用手続き

【新規：初めて利用の方】

- ・呉市役所こども施設課または実施施設で事前に登録申請書を提出してください。（印鑑、健康保険証、母子健康手帳が必要）
- ・利用には実施施設への予約が必要です。
- ・予約受付時間は、月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始・お盆は除く）午前8時から午後6時までです。・利用日に利用申請書を実施施設に提出してください。

【更新：引き続き利用する方】

登録申請書の期限は年度末です。新年度4月からの初回利用前に、再度登録が必要です。